「歴史的課題への挑戦と未来への確かな布石」の 実現に向けた提案・要望

<針路別提案•要望>

針路2 県民の暮らしの安心確保

防犯対策の推進と捜査活動の強化



1 テロの未然防止のための基盤強化



要望先 : 警察庁 県担当課: (警) 警備課

◆提案・要望

県内の主要施設及び公共交通機関や各種イベント等、不特定多数の人が集まる施設や場所に対するテロを阻止するため、対テロ能力の維持向上に資する各種装備資機材(銃器、爆発物、CBRN、ドローン、航空警戒等)の拡充に必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国際テロ情勢として、ISIL(いわゆる「イスラム国」)等は、インターネット上でプロパガンダの拡散やリクルート活動等を強化し世界中の支持者にテロの実行を呼び掛けているほか、日本や邦人をテロの標的として名指ししており、我が国でも、過激思想に影響された者によるテロの発生が懸念される。
- ・ また、世界各地では、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等を狙った車両 突入や刃物・銃を使用したテロが発生している。
- ・ 県警察では、テロ対策のため、埼玉県5か年計画に基づき、装備資機材の整備等に取り組んでいるところ、更なる各種装備資機材(銃器、爆発物、CBRN、ドローン、航空警戒等)を拡充する必要がある。

※CBRN【Chemical(化学物質)、Biological(生物剤)、Radiological(放射性物質)、Nuclear(核)】

◆参考

○最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所		発生年月	テロの手段		死傷者数
ノルウェー・オスロ	ナイトクラブ		2022年6月	銃	器	死者2人、負傷者21人
スペイン・アンダルシア	教	会	2023年1月	刃	物	死者1人、負傷者4人
フランス・アラス	高	校	2023年10月	刃	物	死者1人、負傷者3人
ベルギー・ブリュッセル	商業施設		2023年10月	銃	器	死者2人、負傷者1人
フランス・パリ	繁重	幸 街	2023年12月	刃	物	死者1人、負傷者2人

・ 県警察では、関係自治体や民間事業者等と連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制 を構築し、効果的なテロ対策を推進していく。

2 公務員休暇制度への「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」導入



要望先 :総務省、厚生労働省

県担当課:人事課、防犯・交通安全課

◆提案・要望

犯罪被害者やその家族の被害回復のための休暇制度について周知・普及を図るため、 国家公務員の休暇制度に先導的に導入するとともに、地方公務員制度への導入促進を図 ること。

- ・ 犯罪被害者やその家族は、犯罪被害に遭うと、犯罪による直接的な被害だけでなく、それに伴う通院治療や、警察等からの事情聴取、裁判への出廷・傍聴等の理由による出勤への支障、心身の不調による出勤困難となったりするなど、既存の休暇制度等だけでは対応できず、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくない。
- ・ これを防ぎ、犯罪被害者等の心身の被害の早期回復を図るため、また、仕事を継続できるように、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度(以下「被害回復のための休暇制度」という。)の 導入が求められている。
- ・ 国の第4次犯罪被害者等基本計画(計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)では、「被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にある」とし、民間事業主等に対し、被害回復のための休暇制度の周知・啓発を図っているが、厚生労働省の「令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査報告書」によれば、回答した2,734企業のうち、被害回復のための休暇制度を「知っていた」と回答した企業は9.4%、「導入している」と回答した企業は1.4%であった。
- ・ 国では、民間事業者等に対して、被害回復のための休暇制度を呼び掛けているが、現状の国家 公務員の休暇制度では、被害回復のための休暇制度は導入されていない。
- ・ 本県職員への制度導入の検討にあたって、地方公務員の休暇制度については、国や他の地方公 共団体と権衡を失しないよう考慮して定めるべきものであり、本県のみで被害回復のための休暇 制度を導入することは困難である。
- ・ 被害回復のための休暇制度について、国、さらには地方公共団体が先導的に導入することで、 民間事業主等への周知・普及につなげる。

|安全な水の安定供給と健全な水循環の推進







水源地域の保全





要望先 :農林水産省、林野庁、国土交通省

県担当課:土地水政策課、みどり自然課、森づくり課

◆提案・要望

- (1) 水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る 法律等の整備を行うこと。
- (2) 法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映する こと。

- 水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。し かし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法律や条約は整備されていない。
- ・ 外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理 や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
- ・ 全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が令 和4年では14件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。
- ・ なお、本県では平成24年に埼玉県水源地域保全条例を施行し、水源地域の土地取引等の状況の 把握に努めており、現在までに外国資本等による土地所有は確認されていない。

2 ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減



要望先:財務省、国土交通省

県担当課:土地水政策課、生活衛生課、河川砂防課、水道企画課

◆提案・要望

<ダム等水資源開発施設建設に係る負担軽減>

- (1) 思川開発事業に係る国庫補助金について、要望額を確保できるよう予算措置すること。
- (2) 思川開発事業について、事業主体である水資源機構に対し徹底したコスト縮減 を図るとともに工期を厳守するよう働き掛けること。

<水源地域整備計画の推進に必要な財源の確保>

- (3) 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- (4) 水源地域整備に係る国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないよう、国において財政措置を講じること。

- ・ ダム等水資源開発施設については、総事業費の増額や工期を延長してきた経緯がある。 そのため、<u>工期を厳守するとともに、総事業費については県財政への負担が軽減されるようコスト縮減の徹底を求めていく。</u>
- ・ 水源地域整備事業については、事業計画策定時に予定していた<u>国庫補助制度や地方交付税措置</u> の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源措置を求めていく。

3 水道基盤強化の促進に係る支援施策の充実



要望先 : 国土交通省

県担当課:生活衛生課、水道企画課

◆提案・要望

- (1) 防災・安全交付金(広域化事業)の採択基準を緩和するとともに、「全体計画は原則10年間とし、令和16年度までの時限事業とする。」旨の条件を外すこと。
- (2) 広域化事業の対象となる新たな施設整備がない場合であっても、防災・安全交付金(運営基盤強化等事業)の交付が受けられるよう、支援制度の創設・拡充を図ること。

- ・ 本県では、「埼玉県水道整備基本構想」(埼玉県水道ビジョン)に基づき、広域化による水道基 盤強化の促進に努めており、秩父圏域の水道においては、平成 28 年度に秩父広域市町村圏組合 として事業統合し広域化事業に取り組んでいる。
- ・ 秩父広域市町村圏組合では、平成28年度からの10年間で、国の交付金(広域化事業及び運営 基盤強化等事業)を活用し、施設の統廃合など広域化に係る施設整備を実施しているところであ るが、平成28年度及び平成29年度の交付金が要望額に対して約7割にとどまったこと、令和元 年台風19号で基幹浄水場が被災し、復旧に時間を要したこと等から事業の進捗に遅れが生じ、 10年間での事業完了は困難と見込まれている。
- ・ 本県における先進的取組事例となる秩父広域市町村圏組合の広域化事業を成功に導いていくことが、本県の水道基盤強化促進につながるものと考えており、そのためにも、交付金の採択基準の緩和等が必要である。
- ・ また、本県のもう一つの水道圏域である埼央圏域においては、ほぼ全ての水道事業者が県営水 道の用水供給を受ける用水供給型の広域的水道整備により施設が効率的に整備されていること から、広域化に際して、交付金の対象となる施設統廃合などの施設整備を伴わないため、広域化 による基盤強化の動機付けとならない。
- ・ このような水道事業者の基盤強化を促進するため、広域化に直接関係する施設整備が無くとも、 国の交付金(運営基盤強化等事業)が活用できるよう支援制度の創設・拡充が必要である。

4 水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



要望先 : 国土交通省

県担当課:生活衛生課、水道管理課

◆提案・要望

各補助事業の採択基準の緩和や基準事業費の見直しを行い、交付率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水道事業者等は料金収入が減少する中、水道水の安定給水を図るため水道施設の更新や改築あるいは耐震化などを計画的に進めるとともに、安全な水を供給するため原水水質に応じ高度浄水 処理施設を整備するなど必要な対応を行っていく責務がある。
- ・ 国ではこうした取組に対する補助事業を設け、予算の範囲内で財政支援を実施しているところ である。
- ・ しかし、これら補助事業については水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付対象施設など、様々な採択基準が設定されるとともに、主たる交付率も3分の1又は4分の1に とどまっている。
- ・ 特に、早急に対応が必要な石綿セメント管の更新等を対象とする交付金(水道管路緊急改善事業)は、水道料金の水準、給水収益に占める企業債残高の割合、有収密度等の様々な採択基準が設定されているため、県内の水道事業者はほとんど活用できない状況である。

◆参考

○本県の耐震化の状況【令和4年度】

・ 浄水施設の耐震化率 58.3%

配水池の耐震化率 75.4%

・ 基幹管路の耐震適合率 49.7%

○本県の水道施設の老朽化の状況【令和4年度】

・ 法定耐用年数を経過した管の割合 19.3%

経年化設備率52.1%

石綿セメント管残存率(残存延長) 0.8%(231km)

5 工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



要望先 : 経済産業省 県担当課: 水道管理課

◆提案・要望

(1) 工業用水道事業費補助金の予算拡充措置を講じること。

(2) 改築事業に係る補助について、再開すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県における工業用水道事業の現状は、需要減少等に伴う収益低下により、経営が悪化している。
- ・ 平成 10 年度には約 25 億円あった給水収益が令和4年度には約 16 億円まで減少した。
- ・ こうした中、アセットマネジメント手法等を活用し、費用の平準化を図りながら老朽化した施設等の更新を進めているが、法定耐用年数を超過した資産の割合は依然高い状況であり、健全な経営を維持しながら対策していくことが課題となっている。
- ・ さらに、基幹管路の耐震化適合率は全国平均と比較して低い水準であり、耐震化を早急に実施することも課題となっている。
- ・ 国の工業用水道事業費の補助は、事業体を順位付けし、上位の事業体から補助金が配分される 仕組みとなっているため、要望した補助金が採択されない場合がある。また、本県では、老朽化 した設備等の更新が喫緊の課題であるが、国において改築事業に係る補助の新規採択が見送られ ており、本県では更新計画を見直すこととなった。
- ・ 補助の不採択は、限られた予算で、より効果を得るため、やむを得ない措置と理解はするが、 本県が老朽化施設の更新や耐震化等を着実に実施するためには、国の財政支援が不可欠である。
- ・ したがって、工業用水道事業に対して十分な補助金が配分されるよう予算拡充の措置を求める とともに、現在、採択が見送られている改築事業に係る補助の再開を求めるものである。

◆参考

- ○本県における耐震化の状況【令和4年度】
 - ・ 浄水施設の耐震化率 61%
 - 基幹管路の耐震化適合率 20.0%(全国平均47.5%(令和4年度))

○本県における老朽化の状況【令和4年度】

· 有形固定資産減価償却率 69.1%

6 雨水・再生水利用の推進



要望先 : 国土交通省 県担当課:土地水政策課

◆提案・要望

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。
- ・ 平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、<u>雨水・再生水利用施設整備に</u> 関する財政支援は、下水道事業等の流出抑制の観点からの補助金と税制上の優遇措置のみとなっ ている。
- ・ 雨水・再生水の利用促進のためには、施設整備の推進が有効であり、雨水流出抑制施設だけでなく、全ての雨水・再生水利用施設整備に直接利用できる財政支援が必要である。

■生活の安心支援



1 生活保護制度の改善



要望先 : 厚生労働省 県担当課: 社会福祉課

◆提案・要望

- (1) 生活保護制度については、実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行うこと。
- (2) 生活保護基準については、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもがいる世帯に十分配慮したものとすること。
- (3) 無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、事前の許可制とするとともに、 個人による経営実態の隠蔽を防ぐため実施主体を法人に制限し、法令による規制 を強化すること。
- (4) 入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。
- (5) 救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

<生活保護制度の見直しについて>

- ・ 国は、生活保護制度の適正化や自立支援の強化を図るため、生活保護法及び社会福祉法の一部改正を行った。
- ・ 改正の主な内容は以下のとおりであり、令和2年度にかけて順次施行された。
 - ア 生活保護世帯のこどもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援(進学準備給 付金の支給)
 - イ 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - 後発医薬品の使用原則化、健康管理支援事業の創設
 - ウ 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への生活支援
 - 無料低額宿泊所の事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
 - ・ 単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等にお いて実施
 - エ 資力がある場合の返還金の保護費との調整
 - オ 介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例

・ 保護の実施要領等の改正について、県内の福祉事務所からも、毎年度多くの意見が寄せられており(令和5年度 29件)、こうした地方の意見を十分に踏まえ不断の見直しを行っていく必要がある。

<生活保護基準の見直しについて>

- ・ 生活保護基準については、定期的に検証を行うこととされており、検証に当たっては、社会 保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国家計構造調査のデータ等を用 いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとされている。
- ・ 平成30年以降に実施された検証結果等を踏まえ、令和5年10月に生活保護基準が改定されたが、足下の社会経済情勢等を勘案して、令和5~6年度については臨時的・特例的な措置を実施するとし、令和7年度以降については令和7年度予算の編成過程において改めて検討するものとしている。
- ・ 前回の検証で検討課題とされながら、取りまとめに至らなかった級地制度の改正については、 今回の検証においても明確な結論には至らず、見直しに当たっては被保護世帯の生活実態を考 慮しつつ、現場を把握し保護の実施責任を持つ福祉事務所を管理する自治体等と適切かつ丁寧 に調整すべきものとされた。
- ・ また、現行の検証手法は、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えている ため、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念がある。最低限度の生 活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせる との考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑でない新たな検証手法の開発が今後の検証に 向けた課題として挙げられていたが、新たな検証手法については取りまとめには至っていない。
- ・ こうした課題を踏まえるとともに、生活保護世帯のこどもが再び生活保護を受ける貧困の連 鎖を防止する観点を考慮した基準である必要がある。

<無料低額宿泊所に係る法整備について>

- ・ 無料低額宿泊所は令和5年度に県所管で1か所が廃止される一方、2か所(サテライト)が 開設されている。
- ・ 平成30年6月に社会福祉法が改正され、無料低額宿泊所に対する事前届出制の導入、設備・ 運営等に関する基準の制定、改善命令制度の導入など、規制強化が図られ、令和2年4月から 適用されたが、届出制であり、事業主体が制限されていないなど、必ずしも十分であるとは言 えない。

<外国人に対する生活保護の準用について>

- ・ 本県の外国人に対する生活保護の現状は、平成23年に受給者が3,000人を超えて以降、概ね横ばいの状況が続いている。
- ・ 外国人については、昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされている。
- ・ しかし、当該通知後、60年以上を経過し、多くの外国人の生活保護受給者がいるため、地方 自治体の負担が重くなっており、外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

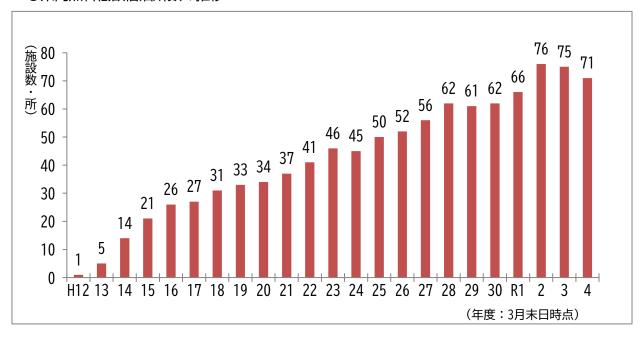
<救護施設の事務費支弁基準の引上げについて>

- ・ 救護施設※では、入所者の高齢化、障害の重度化が深刻な問題となっている。
- ・ 県内に救護施設は2施設あり213人が入所しているが、入所者の平均年齢は69.4歳と高齢化し、全部介助を必要とする者は41人、一部介助を必要とする者は147人となっている。

- ・ 直接処遇職員の配置基準は主任指導員1人、介護職員18人、看護師1人である(施設定員101~110人の場合)。
- ・ 現行の施設事務費支弁基準額では、十分に職員が配置できず一人当たりの介助負担が増大し、 入所者に対する適切な処遇に支障をきたすおそれがある。
- ※ 救護施設:生活保護法第38条に基づく保護施設の一つであり、身体上又は精神上著しい障害 があるために日常生活を営むことが困難な者を受け入れ、生活扶助を行う施設。

◆参考

- <無料低額宿泊所に係る法整備について>
 - ○県内無料低額宿泊所数の推移



<救護施設の事務費支弁基準の引上げについて>

○入所者1人当たりの事務費支弁基準額(羽生市(施設定員101~110人))

	R3	R4	R5	
一般事務費(月単価)	135,400円	136,400円	142,000円	

2 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保



要望先 : 厚生労働省 県担当課: 社会福祉課

◆提案・要望

就労支援・住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要であることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな 自立支援に手が回らない状況にある。
- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、 専門性を持った支援員を配置して就労支援及び住宅確保に関する事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の 対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引 き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む 必要がある事業の財源は、全て国において責任をもって確保するべきである。

◆参考

○生活保護受給者チャレンジ支援事業

(1) 就労支援について

- ・ 本県の有効求人倍率は改善が進んでいるが、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見 つけることは容易ではない。
- ・ 本県では、平成22年9月から全県(さいたま市を除く。)の生活保護受給者を対象に職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中12市にとどまっている。

(2) 住宅支援について

- ・ 本県では、平成22年9月から全県(さいたま市を除く。)の生活保護受給者を対象に住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者など居宅の確保に困難を抱える者の年齢、 障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中6市にとどまっている。

3 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保



要望先 : 厚生労働省 県担当課: 社会福祉課

◆提案・要望

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策 を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ また、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立 支援の効果が上がることが期待される。
- ・ しかし、任意事業の国庫補助率は就労準備支援事業3分の2、一時生活支援事業3分の2、家計改善支援事業2分の1(条件により3分の2)と低い上、国庫補助の上限である基準額が設定されている。
- ・ 各自治体の財政状況は厳しく、任意事業は国庫補助率及び基準額が低いため実施できない自治 体の方が多く、地域間で格差が生じている。
- ・ 本県では、就労準備支援事業は40市中22市、一時生活支援事業は40市中7市、家計改善支援 事業は40市中23市の実施にとどまっている状況にある。
- 国庫補助率の引き上げにより充実した支援体制の整備を後押しすべきである。

4 ひとり親世帯に対する支援



要望先 : こども家庭庁 県担当課: こども政策課

◆提案・要望

- (1) 一人で子育て・生計を担うひとり親は、非正規雇用であることが多いため、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰など社会経済情勢の変化の影響を強く受けていることから、児童扶養手当の所得制限の緩和や手当額の増額などの経済的支援を充実・強化すること。
- (2) こどもの健やかな成長のため、離婚後の養育費の支払い等についての支援制度を拡充すること。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金に係る貸付限度額を引き上げるとともに、所得制限基準の緩和や減免基準の緩和を行うこと。

◆本県の現状・課題等

<経済的支援の充実・強化について>

- ・ 本県におけるひとり親世帯数は、令和2年国勢調査によると 36,589 世帯(母子世帯 32,130、 父子世帯 4,459)である。
- ・ 令和3年度全国ひとり親家庭等調査によると、母子世帯のうち常用雇用されている割合は 48.8%と極めて低い状況である。
- ・ 令和4年国民生活基礎調査によると、全国の母子世帯の平均年間所得は、328.2 万円であり、 児童のいる世帯 785 万円と比較すると 41.8%にしかならない。また、ひとり親家庭の相対的貧困 率は 44.5%と高い水準となっている。

<養育費の支払いについて>

・ 令和3年度全国ひとり親家庭等調査によると、母子家庭のうち、離婚時に養育費の取決めをしている家庭は46.7%、現在も養育費を受け取っている家庭は28.1%と極めて低い状況である。

<母子父子寡婦福祉資金について>

- ・ 本県の母子父子寡婦福祉資金貸付実績は以下のとおりである。
- ・ 貸付件数及び貸付額は増加傾向にあり、物価高の影響を受けやすいひとり親世帯に対しては、 今後も幅広い経済的支援が必要である。

◆参考

○母子父子寡婦福祉資金貸付実績

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	932	1, 208	1, 305	1, 453	1, 485
貸付額(千円)	614, 195	746, 832	769, 235	897. 122	952, 640